

(別添)「ビジネスと人権」に関する行動計画の3年目レビューに関する  
ステークホルダー報告書 (個別意見)

組織名称：日本弁護士連合会

参照箇所	意見概要
2.日本における「ビジネスと人権」の重要課題	当連合会は、国連人権理事会の普遍的定期的審査 UPR にあたって提出した報告書 <sup>1</sup> (2022年1月) で日本における重要な人権課題を整理しているところ、その課題の多くがビジネスに関連しているため、これを参照されたい。
3.個別テーマに関するレビュー	NAP 策定プロセスで当連合会が提出した「 <a href="#">ビジネスと人権に関する行動計画に盛り込むべき具体的な事項・施策に関する意見書</a> 」(2019年11月 以下「2019年 NAP 意見書」) は、既存の政府の施策と指導原則のギャップを踏まえ、以下の個別テーマを含む14の重点項目について具体的な施策を提案している。本レビュー時点でも、いまだその多くが実施されていないため、改めて実施を検討されたい。特に政府に検討を要請する事項は以下のとおりである。
(1)人権 DD 及びサプライチェーン・(4)企業の情報開示	指導原則は、政府に対し、サプライチェーンを通じた人権尊重の実現のために強制的な法律規制措置と自発的な措置双方の賢い組み合わせを推奨している。企業の透明性を確保しつつ人権 DD を促進する観点から、一定規模以上の企業に対して、サプライチェーンを通じた人権尊重に関する取組状況の情報開示を速やかに義務付けるべきである。また、国連ビジネスと人権作業部会訪日調査後の声明(2023年8月。以下「国連作業部会声明」) が勧告するとおり、人権 DD 実施の義務化についても検討を開始すべきである。ただし、その検討に当たっては人権 DD の形骸化や中小企業への悪影響の防止にも配慮する必要がある。
(2)「誰一人取り残さない」ための施策推進	ジェンダー平等の実現のためには、実効性ある包括的ハラスメント禁止に向けた法制度の整備 <sup>2</sup> 、男女賃金格差の解消のための立法を含む実効的な措置 <sup>3</sup> が不可欠である。また、外国人労働者の保護のためには技能実習制度の廃止と特定技能制度の改革 <sup>4</sup> や人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定 <sup>5</sup> も重要である。これらの施策をビジネスと人権に関する NAP との一貫性を確保しながら推進すべきである。
(3)能力構築のための仕組みづくり	特に中小企業では人権尊重の取組の浸透に課題が生じていることから、2019年 NAP 意見書8頁以下で詳述したとおり、中小企業向けのガイダンス文書の作成、「ビジネスと人権」に関する相談窓口・専門家紹介制度の整備を含む支援を強化すべきである。一方、下請取引条件の適正化を通じた中小企業の労働環境の改善も図る必要がある。
(5)公共調達	政府が2023年4月に決定した「公共調達における人権配慮」の効果的な実施のためには、2019年 NAP 意見書4頁以下で詳述したとおり、国・地方公共団体の公共調達実施の様々な段階で人権基準を組み入れると共に、その基準違反に関し通報を受け付ける実効的な苦情処理メカニズムを整備すべきである。
(6)救済へのアクセス	国連作業部会声明が指摘したとおり、国内人権機関はビジネス関連の人権侵害事例における救済プロセスの強化等のために欠かせない役割を果たす。同声明が強く勧告し、かつ当連合会も提言しているとおり、政府は、パリ原則に従い、政府から独立しかつ十分な資源と権限を有する国内人権機関を速やかに設置すべきである <sup>6</sup> 。 また、多様な救済へのアクセス手段を確保する観点から、2019年 NAP 意見書9頁以下のとおり、外国人や国外の人権侵害も含め司法的救済へのアクセスを平等に提供すること、各国際人権条約の個人通報を可能とする選択議定書の批准又は通報制度の受諾宣言をすること <sup>7</sup> 、各国連絡窓口(NCP)を実効的な苦情処理メカニズムとして機能するよう改善すること、企業・業界団体等の実効的な苦情処理メカニズムの整備を支援・促進することも強く要請する。

<sup>1</sup> 当連合会「[国際連合人権高等弁務官事務所が作成する 日本に関する人権状況要約書のための文書による情報提供](#)」(2022年1月) 参照

<sup>2</sup> 当連合会「[実効性ある包括的ハラスメント禁止に向けた法制度の整備を求める意見書](#)」(2021年11月) 参照

<sup>3</sup> 当連合会「[全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議](#)」(2015年10月) 参照

<sup>4</sup> 当連合会「[技能実習制度の廃止と特定技能制度の改革に関する意見書](#)」(2022年4月) 参照

<sup>5</sup> 当連合会「[人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定](#)」(2023年4月) 参照

<sup>6</sup> 当連合会「[国内人権機関の創設を求める意見書](#)」(2014年2月)、「[政府から独立した国内人権機関設立のために](#)」(2018年2月) 参照

<sup>7</sup> 当連合会「[個人通報制度の導入と国内人権機関の設置を求める決議](#)」(2019年10月) 参照